

新旧対照表

○食品衛生法施行細則

新	旧
<p>食品衛生法施行細則 昭和六十二年三月二十六日 規則第十九号</p> <p>改正 昭和六三年 三月二一日規則第平成 三年 三月二九日規則第 二二号 二九号 平成 四年 三月二六日規則第平成 七年 一月二一日規則第 二七号 九一号 平成 一一年 四月 一日規則第平成 一二年 三月二一日規則第 三六号 七三号 平成 一三年 三月二七日規則第平成 一五年 三月 七日規則第 二八号 六号 平成 一六年 三月二六日規則第平成 一七年 三月 七日規則第 三三号 二五号 平成 一七年 三月二九日規則第平成 一八年 三月二一日規則第 五二号 五〇号 平成 二〇年 三月二八日規則第 一九号</p>	<p>食品衛生法施行細則 昭和六十二年三月二十六日 規則第十九号</p> <p>改正 昭和六三年 三月二一日規則第平成 三年 三月二九日規則第 二二号 二九号 平成 四年 三月二六日規則第平成 七年 一月二一日規則第 二七号 九一号 平成 一一年 四月 一日規則第平成 一二年 三月二一日規則第 三六号 七三号 平成 一三年 三月二七日規則第平成 一五年 三月 七日規則第 二八号 六号 平成 一六年 三月二六日規則第平成 一七年 三月 七日規則第 三三号 二五号 平成 一七年 三月二九日規則第平成 一八年 三月二一日規則第 五二号 五〇号 平成 二〇年 三月二八日規則第 一九号</p>
<p>食品衛生法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)の施行に関し、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等の省令」という。)及び食品衛生法施行条例(平成十二年千葉県条例第三号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正(平成一二年規則七三号)</p> <p>(当該職員)</p> <p>第二条 法第九条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和二十</p>	<p>食品衛生法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)の施行に関し、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等の省令」という。)及び食品衛生法施行条例(平成十二年千葉県条例第三号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正(平成一二年規則七三号)</p> <p>(当該職員)</p> <p>第二条 法第九条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和二十</p>

新	旧
<p>八年法律第百十四号)第十九条第一項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第三十九条に規定する知事が指定する者とする。</p> <p>一部改正〔平成三年規則二九号・一六年三三三号〕</p>	<p>八年法律第百十四号)第十九条第一項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第三十九条に規定する知事が指定する者とする。</p> <p>一部改正〔平成三年規則二九号・一六年三三三号〕</p>
<p>(製品検査)</p>	<p>(製品検査)</p>
<p>第三条 施行規則第二十四条の申請書は、製品検査申請書(別記第一号様式)によるものとする。</p>	<p>第三条 施行規則第二十四条の申請書は、製品検査申請書(別記第一号様式)によるものとする。</p>
<p>2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙(別記第二号様式)をはり、これらを封紙(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙(別記第二号様式)をはり、これらを封紙(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。</p>
<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(製品検査の合格の表示)</p>	<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(製品検査の合格の表示)</p>
<p>第四条 施行規則第二十六条の規定による合格証をもつて製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員の立会いの下で行わなければならない。</p>	<p>第四条 施行規則第二十六条の規定による合格証をもつて製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員の立会いの下で行わなければならない。</p>
<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(検査命令書)</p>	<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(検査命令書)</p>
<p>第五条 施行令第五条第一項の検査命令書は、検査命令書(別記第四号様式)によるものとする。</p>	<p>第五条 施行令第五条第一項の検査命令書は、検査命令書(別記第四号様式)によるものとする。</p>
<p>2 前項の検査命令書に記載する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、試験品の採取数量を変更することができる。</p>	<p>2 前項の検査命令書に記載する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、試験品の採取数量を変更することができる。</p>
<p>一部改正〔平成一一年規則三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(検査命令による検査)</p>	<p>一部改正〔平成一一年規則三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(検査命令による検査)</p>
<p>第六条 施行規則第二十八条第一項の申請書は、検査申請書(別記第五号様式)によるものとする。</p>	<p>第六条 施行規則第二十八条第一項の申請書は、検査申請書(別記第五号様式)によるものとする。</p>
<p>2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙(別記第二号様式)をはり、これらを封紙(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙(別記第二号様式)をはり、これらを封紙(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。</p>
<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(収去に関する物品の交付)</p>	<p>一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>(収去に関する物品の交付)</p>

新	旧
<p>第七条 法第二十八条第一項の規定により食品衛生監視員が収去する場合において、営業者から求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封紙（別記第三号様式）により密封して封印し、交付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成二十三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（食品衛生管理者の届書）</p>	<p>第七条 法第二十八条第一項の規定により食品衛生監視員が収去する場合において、営業者から求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封紙（別記第三号様式）により密封して封印し、交付しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成二十三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（食品衛生管理者の届書）</p>
<p>第八条 施行規則第四十九条第一項の届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二十三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（電磁的記録）</p>	<p>第八条 施行規則第四十九条第一項の届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二十三年規則二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（電磁的記録）</p>
<p>第八条の二 条例第二条第四項に規定する規則で定める電磁的記録は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。</p> <p>追加〔平成一八年規則五〇号〕</p> <p>（営業の許可の申請等）</p>	<p>第八条の二 条例第二条第二項に規定する規則で定める電磁的記録は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。</p> <p>追加〔平成一八年規則五〇号〕</p> <p>（営業の許可の申請等）</p>
<p>第九条 施行規則第六十七条第一項の申請書は、食品営業許可申請書（新規・継続）（別記第七号様式）によるものとする。</p> <p>2 施行規則第六十七条第二項の申請書は、食品営業許可申請書（新規・継続）によるものとする。</p> <p>3 前各項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第三条に規定する基準に適合するかどうかを实地に検査しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（許可証）</p>	<p>第九条 施行規則第六十七条第一項の申請書は、食品営業許可申請書（新規・継続）（別記第七号様式）によるものとする。</p> <p>2 施行規則第六十七条第二項の申請書は、食品営業許可申請書（新規・継続）によるものとする。</p> <p>3 前各項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第三条に規定する基準に適合するかどうかを实地に検査しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（許可証）</p>
<p>第十条 知事は、法第五十二条第一項の規定により営業の許可をしたときは、食品営業許可証（別記第八号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の食品営業許可証の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一一年三六号・一二年七三三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（許可営業者の承継の届出書）</p>	<p>第十条 知事は、法第五十二条第一項の規定により営業の許可をしたときは、食品営業許可証（別記第八号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の食品営業許可証の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一一年三六号・一二年七三三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p> <p>（許可営業者の承継の届出書）</p>
<p>第十一条 施行規則第六十八条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（相続）（別記第九号様式）によるものとする。</p>	<p>第十一条 施行規則第六十八条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（相続）（別記第九号様式）によるものとする。</p>

新	旧
<p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p>	<p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p>
<p>第十二条 施行規則第六十九条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（合併）（別記第十号様式）によるものとする。</p>	<p>第十二条 施行規則第六十九条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（合併）（別記第十号様式）によるものとする。</p>
<p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p>	<p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三三号〕</p>
<p>第十三条 施行規則第七十条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（分割）（別記第十一号様式）によるものとする。</p>	<p>第十三条 施行規則第七十条第一項の届出書は、食品営業許可承継届（分割）（別記第十一号様式）によるものとする。</p>
<p>追加〔平成一三年規則二八号〕、一部改正〔平成一六年規則三三三号〕</p> <p>（申請事項の変更の届出）</p>	<p>追加〔平成一三年規則二八号〕、一部改正〔平成一六年規則三三三号〕</p> <p>（申請事項の変更の届出）</p>
<p>第十四条 施行規則第七十一条に規定する届出は、食品営業許可申請事項変更届（別記第十二号様式）により行うものとする。</p>	<p>第十四条 施行規則第七十一条に規定する届出は、食品営業許可申請事項変更届（別記第十二号様式）により行うものとする。</p>
<p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三三号〕</p> <p>（廃業の届出）</p>	<p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三三号〕</p> <p>（廃業の届出）</p>
<p>第十五条 法第五十二条第一項の規定により営業の許可を受けた者は、当該営業を廃止したときは、速やかに廃業届（別記第十三号様式）により、その旨を届け出なければならない。ただし、当該営業の廃止が、当該許可を受けた者の死亡による場合にあつてはその相続人が、当該許可を受けた法人の解散</p>	<p>第十五条 法第五十二条第一項の規定により営業の許可を受けた者は、当該営業を廃止したときは、速やかに廃業届（別記第十三号様式）により、その旨を届け出なければならない。ただし、当該営業の廃止が、当該許可を受けた者の死亡による場合にあつてはその相続人が、当該許可を受けた法人の解散</p>
<p>による場合にあつてはその清算人が届け出なければならない。</p>	<p>による場合にあつてはその清算人が届け出なければならない。</p>
<p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三三号〕</p> <p>（適用除外）</p>	<p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三三号〕</p> <p>（適用除外）</p>
<p>第十六条 この規則（第一条を除く。）の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。</p>	<p>第十六条 この規則（第一条を除く。）の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。</p>
<p>追加〔平成四年規則二七号〕、一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一五年六号・二〇年一九号〕</p>	<p>追加〔平成四年規則二七号〕、一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一五年六号・二〇年一九号〕</p>
<p>附 則 （施行期日）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>（食品衛生法施行細則の廃止）</p>	<p>1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>（食品衛生法施行細則の廃止）</p>
<p>2 食品衛生法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十九号）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>2 食品衛生法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十九号）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p>
<p>3 この規則の施行の際現に廃止前の食品衛生法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている許可証等は、この規則の相当規</p>	<p>3 この規則の施行の際現に廃止前の食品衛生法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている許可証等は、この規則の相当規</p>

新	旧
<p>定により交付されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。</p> <p>附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)</p> <p>この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年三月二十九日規則第二十九号)</p> <p>この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定(「当該吏員」を「当該職員」に改める部分に限る。)は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年三月二十六日規則第二十七号)</p> <p>この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年十一月二十一日規則第九十一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十二条第一項及び第三項の規定による申請書により提出されているものは、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項及び第二項の規定による申請書により提出されているものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により調製した申請書等については、この規則の施行の日以後においても、平成九年三月三十一日までは所要の調製をして使用することができる。</p> <p>4 平成九年三月三十一日までに調製される弁当であつて自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 (平成十一年四月一日規則第三十六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証については、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)</p>	<p>定により交付されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。</p> <p>附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)</p> <p>この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年三月二十九日規則第二十九号)</p> <p>この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定(「当該吏員」を「当該職員」に改める部分に限る。)は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年三月二十六日規則第二十七号)</p> <p>この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年十一月二十一日規則第九十一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十二条第一項及び第三項の規定による申請書により提出されているものは、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項及び第二項の規定による申請書により提出されているものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により調製した申請書等については、この規則の施行の日以後においても、平成九年三月三十一日までは所要の調製をして使用することができる。</p> <p>4 平成九年三月三十一日までに調製される弁当であつて自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 (平成十一年四月一日規則第三十六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証については、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)</p>

新	旧
<p>第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届については、改正後の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届とみなす。</p>	<p>第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届については、改正後の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届とみなす。</p>
<p>附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十三号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十三号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
<p>附 則（平成十三年三月二十七日規則第二十八号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成十三年三月二十七日規則第二十八号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成十五年三月七日規則第六号） この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成十五年三月七日規則第六号） この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成十六年三月二十六日規則第三十三号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成十六年三月二十六日規則第三十三号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
<p>附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
<p>附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十二号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十二号） この規則は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成十八年三月三十一日規則第五十号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成十八年三月三十一日規則第五十号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p>

新

附 則 (平成二十年三月二十八日規則第十九号)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
別表 (第五条第二項)

一 食品

検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (キログラム)	検体数
添加物(均一に分布するもの)	特定せず	一以上	一	〇・三	一
添加物(不均一に分布するもの)	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一
		五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一
		五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一
微生物	特定せず	三、二〇一以上	八	〇・三	一
		一五〇以下	三	一・〇	一
		一五一以上二、二〇〇以下	五	一・〇	一
		一、二〇一以上	八	一・〇	一

二 添加物

品目	試験品の数量
法第十一条第一項の規定により規格が定められた添加物 (タール色素を除く。)	三〇〇キログラム (知事は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。) までごとに必要最小量

三 器具又は容器包装

品目	ロットを形成する製品数	試験品の数量
食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲		

旧

附 則 (平成二十年三月二十八日規則第十九号)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
別表 (第五条第二項)

一 食品

検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (キログラム)	検体数
添加物(均一に分布するもの)	特定せず	一以上	一	〇・三	一
添加物(不均一に分布するもの)	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一
		五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一
		五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一
微生物	特定せず	三、二〇一以上	八	〇・三	一
		一五〇以下	三	一・〇	一
		一五一以上二、二〇〇以下	五	一・〇	一
		一、二〇一以上	八	一・〇	一

二 添加物

品目	試験品の数量
法第十一条第一項の規定により規格が定められた添加物 (タール色素を除く。)	三〇〇キログラム (知事は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。) までごとに必要最小量

三 器具又は容器包装

品目	ロットを形成する製品数	試験品の数量
食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲		

新		旧	
食器		食器	
一 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの		一 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの	
二 一以外の焼成窯によつて製造されたもの	八〇〇個以下 八〇一個以上二、三〇〇個以下 一、三〇一個以上三、二〇〇個以下 三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下 八、〇〇一個以上	二 一以外の焼成窯によつて製造されたもの	八〇〇個以下 八〇一個以上二、三〇〇個以下 一、三〇一個以上三、二〇〇個以下 三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下 八、〇〇一個以上
フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器	八〇〇個以下 八〇一個以上二、三〇〇個以下 一、三〇一個以上三、二〇〇個以下 三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下 八、〇〇一個以上	フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器	八〇〇個以下 八〇一個以上二、三〇〇個以下 一、三〇一個以上三、二〇〇個以下 三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下 八、〇〇一個以上
	ロットごと三個		ロットごと三個
	三個 五個 七個 一〇個 一五個		三個 五個 七個 一〇個 一五個
全部改正〔平成二二年規則七三号〕、一部改正〔平成一六年規則三三号〕		全部改正〔平成二二年規則七三号〕、一部改正〔平成一六年規則三三号〕	
第一号様式 (第三条第一項) 一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕		第一号様式 (第三条第一項) 一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕	
第二号様式 (第三条第二項及び第六条第二項) 一部改正〔平成一三年規則二八号〕		第二号様式 (第三条第二項及び第六条第二項) 一部改正〔平成一三年規則二八号〕	
第三号様式 (第三条第二項、第六条第二項及び第七条) 一部改正〔昭和六三年規則二一号・平成一三年二八号〕		第三号様式 (第三条第二項、第六条第二項及び第七条) 一部改正〔昭和六三年規則二一号・平成一三年二八号〕	
第四号様式 (第五条第一項) 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号・一七年五二号〕		第四号様式 (第五条第一項) 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号・一七年五二号〕	
第五号様式 (第六条第一項) 一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕		第五号様式 (第六条第一項) 一部改正〔平成二二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕	
第六号様式		第六号様式	

新	旧
<p>(第八条) 一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第七号様式 (第九条第一項及び第二項) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第八号様式 (第十条第一項) 全部改正〔平成17年規則52号〕</p> <p>第九号様式 (第十一条) 追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第十号様式 (第十二条) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号・17年25号・18年50号〕</p> <p>第十一号様式 (第十三条) 追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則33号・17年25号〕</p> <p>第十二号様式 (第十四条) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年73号・16年33号〕</p> <p>第十三号様式 (第十五条) 追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・16年33号〕</p>	<p>(第八条) 一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第七号様式 (第九条第一項及び第二項) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第八号様式 (第十条第一項) 全部改正〔平成17年規則52号〕</p> <p>第九号様式 (第十一条) 追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p>第十号様式 (第十二条) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号・17年25号・18年50号〕</p> <p>第十一号様式 (第十三条) 追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則33号・17年25号〕</p> <p>第十二号様式 (第十四条) 全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年73号・16年33号〕</p> <p>第十三号様式 (第十五条) 追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・16年33号〕</p>